

【基準 10】 内部質保証

1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

<自己点検・評価の目的>

自己点検・評価の目的は、「明治大学『内部質保証の方針』【10-1】」に沿って、毎年度「自己点検・評価 基本方針」を策定している。2014 年度においても、従来の目的を踏襲し、「教育・研究の水準と質の維持・向上を図るために、第 1 に自らの活動を振り返ることで、改善・改革の手がかりを見出し、その結果を年度計画や予算策定に役立てることにあり、第 2 に社会に本学の現状や今後の方針を公表することによって、外部から評価を受け、社会的な支持を得ること」と規定し、P D C A サイクルを通じて教育研究等諸活動の改善・改革を加速する「内部質保証システム」を意識したものとしている。学則第 1 条第 2 項、大学院学則第 2 条第 2 項、法科大学院学則第 3 条及び専門職大学院学則第 3 条の規定を根拠として実施している。

<自己点検・評価の定期的な実施>

本学の自己点検・評価は、評価結果を「年度計画書」に反映させることで P D C A サイクルを機能させ、年度計画書に反映させることによって年度予算システムと連動させていることから、毎年度、これを実施している【図参照】。さらに毎年度、教育目標や学習成果に沿った教育活動が実践されているのかを、多くの大学構成員が関わって全学的に測定、評価することによって、本学の改善すべき点、向かうべき方向性を共有する仕組みとして機能しており、本学の教育理念である「『個』を強くする大学」に向けた諸活動を推進するエンジンとなっている。

<自己点検・評価報告書の作成と評価結果の公表>

自己点検・評価の実施は、学則第 1 条第 2 項、大学院学則第 2 条第 2 項、法科大学院学則第 3 条及び専門職大学院学則第 3 条に規定している。2014 年度自己点検・評価（2013 年度報告書の作成）は、2013 年 4 月 1 日から 2014 年 5 月 31 日までの 14 カ月を期間とし、前出の内部質保証の方針及び「2014 年度自己点検・評価 基本方針」に沿って実施した【10-2】。

表 2014 年度自己点検・評価実務担当者説明会（2013 年度報告書の作成）開催概要

回数	日程	対象
第 1 回	2014 年 5 月 7 日	学部長、研究科長、学部・研究科の点検・評価担当教職員
第 2 回	2014 年 5 月 14 日	附属機関等長、附属機関等の点検・評価担当教職員
第 3 回	2014 年 5 月 19 日	理工学部・農学部及び両研究科の点検・評価担当教職員
第 4 回	2014 年 5 月 20 日	法人理事者、法人部門事務部長、法人点検・評価担当職員

これら、方針並びに実施方法については、各学部役職者、各学部等自己点検・評価委員会担当の教職員を対象とした「自己点検・評価実務担当者説明会」【10-3】及び「学内情報共通サービス」(M I C S)【10-4】において大学構成員に周知している。自己点検・評価の結果は、ホームページを通じて公表しており、「2012 年度報告書」は 2014 年 3 月に公開し、「2013 年度報告書」は、今後、2015 年 1 月の評価委員会による評価結果を受けて後、合わせて 2015 年 3 月に公開する予定である【10-5】。

<自己点検・評価の責任主体と実施体制>

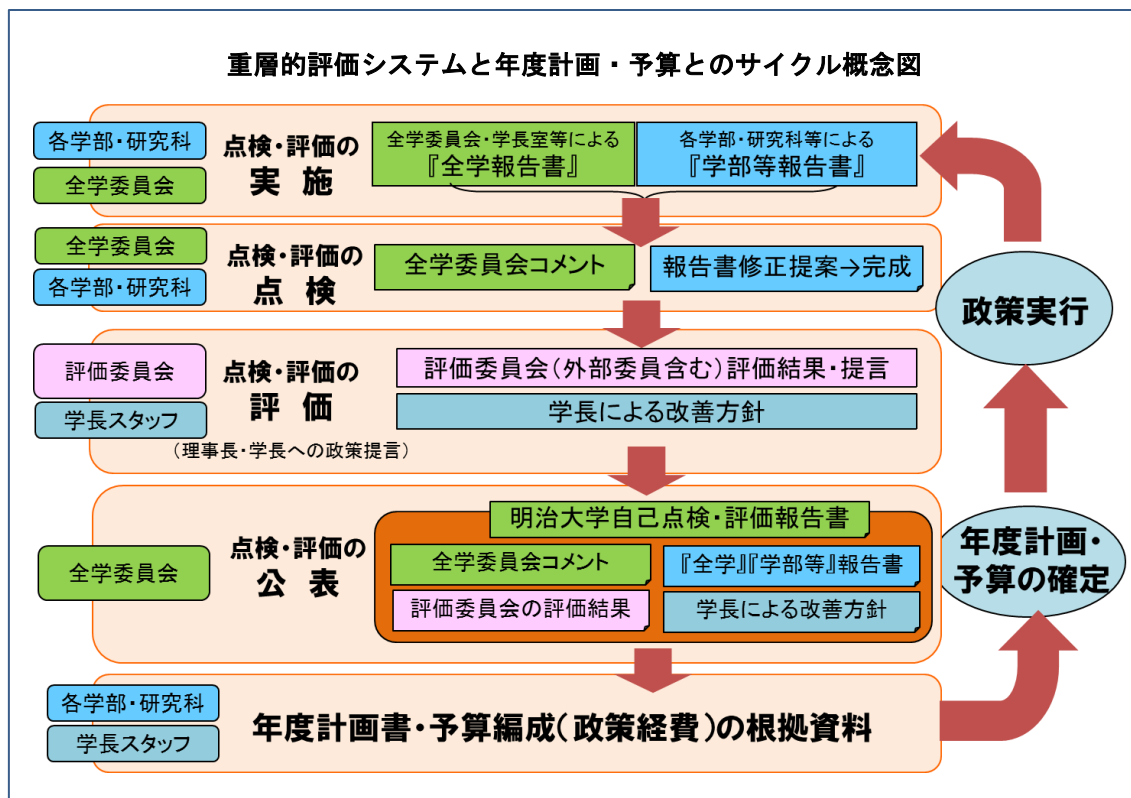
自己点検・評価の組織、手続き、権限等は「明治大学自己点検・評価規程」に定めている【10-6】【10-7】。自己点検・評価の基本方針・計画を定め、全学的な検証を行う「全学委員会(委員長:学長)」【10-8】、及び、各学部等の 53 部門における自己点検・評価を行う「学部等自己点検・評価委員会」、自己点検・評価を評価し、大学に有意な提言を行う、学外有識者を含む「評価委員会(委員長:理事長)」で構成している【10-9】。全学委員会の下には、委員会議決にもとづき、自己点検・評価の企画・運営、報告書の編集等を行う「編集小委員会(委員長:学長室専門員)」と、全学的な点検・評価を行い、全学報告書の編集を行う「大学評価ワーキンググループ(座長:副学長兼教務部長)」を設置している。また、大学評価の受審(2014 年度)を控え、2013 年 4 月に「評価情報事務室」を設置するとともに、事務局機能の強化を目的として教学企画部長を代表者とする「大学評価推進プロジェクトチーム」が評価資料作成を支援している【10-10】。

<「重層的な自己点検・評価」の作業プロセス>

本学の自己点検・評価は、内部質保証の方針に示すように「各学部等の部門別自己点検・評価」とこれを踏まえた「全学的自己点検・評価」が行われており、その目的は、同方針の(3)にあるように、「評価結果」を「年度計画書」(Plan)に反映させることにある【10-11】。組織主体は「学部等自己点検・評価委員会」と学長が委員長を務める「自己点検・評価全学委員会」となり、53 の「学部等報告書」と「全学報告書」を作成している。大学構成員の多くが点検・評価に関わることで、本学の改善点や向かうべき方向性の整合を保ち、さらに大学構成員で共有する手段としている。

「全学委員会」の下には、全学委員と事務局による「編集小委員会」を設置し、審議原案の検討、各報告書の点検や再評価の依頼、全学報告書の予備的な検証作業、点検・評価結果に基づく改善事項の学内調整等を行っている。本学では学長が主宰する会議体の原案作成を、学長補佐職によって構成する「学長スタッフ会議」に委ねることがあり、自己点検・評価においても、全学的な合意が必要となる評価結果や改善方策の原案は、「編集小委員会」の検討結果を「学長スタッフ会議」で検討し、「全学委員会」に提案している。その他、報告書の確認作業は、「学部等委員会」から各学部・研究科へ、さらに「事務部長会」から全事務管理職及び事務部署へそれぞれ 2 回ずつ行い、多くの教職員が報告書の編集に関わることで、点検・評価について共有を図っている。さらに「全学委員会」の下に、13 名のメンバーからなる「大学評価ワーキンググループ」が、「編集小委員会」や「学長スタ

ップ会議」がとりまとめた報告書原案を、表現の正確性、予備的な評価結果の妥当性、データや根拠資料との整合性の確認等を行い、報告書原案を全学的な視点から精度を高め、報告書を完成させている。こうした作成された報告書は、さらに全学委員会委員が基準単位で分担し「全学委員会委員によるコメント」として、自己評価が適切であったか評価を行う。



こうして完成された「全学報告書」、「53 の学部等報告書」、「全学委員によるコメント」「学長スタッフ会議」にて点検・評価結果をさらに分析し、次年度の「教育・研究に関する年度計画書」に反映させるために「学長による改善方針」をまとめる。「全学報告書」「各学部等報告書」「全学委員会委員によるコメント」「学長による改善方針」について、「評価委員会」の検討に付され「評価結果（大学への提言）」がまとめられる。評価結果は全学委員会に報告され、「自己点検・評価報告書」としてホームページで公開する。点検・評価結果がどのように役立てられたのか、点検・評価の有効性や適切性については、「自己点検・評価ニューズレター」に掲載し、さらにホームページで公開することで、大学教職員をはじめ、広く社会に公表している。

<2013 年度における自己点検・評価活動>

① 大学評価（認証評価）への申請（2014 年 1 月）、報告書の提出（2014 年 3 月）

2013 年度は、学校教育法に定められた認証評価の受審を申請する年度であり、自己点検・評価全学委員会の承認を経て、学部長会、理事会の報告を経た後、2014 年 1 月 14 日、公益財団法人大学基準協会に大学評価（認証評価）を申請すると同時に、「2012 年度自己点検・

評価報告書」(基準協会向けには、規定により「2013年度報告書」として提出)の草案を提出、同協会事務局の点検・指導を受けた後、2014年3月28日に、報告書・データ集・根拠資料一式を提出した。同時に、本学ホームページに「2012年度報告書(2014年度大学評価申請用)【10-12】として公表している。この報告書は、全学委員会が定めた「2013年度『自己点検・評価の基本方針』(評価対象期間:2012年4月1日から2013年5月31日)に沿って実施した「2012年度自己点検・評価報告書」をもとに、大学基準協会の審査様式に沿って様式を組み替えたものである。

② 2013年度における自己点検・評価報告書の刊行状況

2013年度には、学内の自己点検・評価としての「2012年度自己点検・評価報告書」に加え、大学基準協会提出用として「2013年度自己点検・評価報告書」の2種類の報告書を刊行した。

学内の自己点検・評価報告書には、自己評価の他、「全学委員会委員による自己評価へのコメント」(評価の評価)、点検・評価結果に基づく全学としての改善計画(『学長による改善方針』【10-12:571頁】、「改善アクションプラン(3ヵ年計画)」の概要【10-13】、学外有識者による評価である「評価委員会による評価結果(大学への提言)」等、本学の自己点検・評価プロセスに基づく実績が全て網羅されている。

③ 評価の質向上に向けての改善

2013年度の自己点検・評価の改善点として、各部門の自己点検・評価において、点検・評価項目や評価の視点を設定してはいるものの、評価担当者により評価内容に精粗が見られ、評価者から「何を評価すべきかわかりにくい」との声があった。この課題を解決するため、2013年度から報告書をWord様式からExcel様式に変更し、表組みを活用して「点検・評価項目」「現状の説明」「評価」「発展計画」「根拠資料」を一行にし、評価の一覧性を向上させ、「基準・現状・評価」間の整合性を高めることにした。さらに表組みの活用により、「評価の視点」の更に細かな単位まで評価基準を独自に設けつつ、『評価ナビ(「書き方のポイント」と「評価の事例」等を例示)』を記載し、教育の質に関わる検証事項について、誰もが理解できるよう工夫した【10-14】。

④ 評価方法・技術の向上の目的とした「自己点検・評価ニューズレター」の刊行

上記改善事項に関連し、「自己点検・評価ニューズレター『じこてん』第8号」(2013年3月発行)を発行した。当該号では、「『じこてん』～どこに、何を書く?早見表」を掲載し、2013年度自己点検・評価の説明会における資料とした。記事内容として、大学基準、点検・評価項目で説明すべき「キーワード」や「根拠資料」を示し、評価の妥当性、適切性を高めるための「評価のための小道具」を準備する必要性と、それらを教育の質向上に資する活用方法を示し、当該号をもとに「自己点検・評価実務担当者説明会」で解説を加えた【10-15】。

⑤ 教育目標と学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針の整合性の検証

各学部・大学院等に教育目標との整合性を再度検証するため、教務部委員会及び大学院委員会において、各学部・研究科に3ポリシーの表記の確認を依頼し【10-16】、2014年度4月には全学部・研究科の3ポリシーを確認後のものへと更新された。

⑥ 内部質保証システムに関する情報公開

評価結果の公表の側面を強化する観点から、ホームページ「大学評価」の内容をよりわかりやすく学内及び社会に伝えるよう、明治大学の内部質保証システム図、PDCAサイクル概念図等を掲載する等の改修を行った。

⑦ 学修成果、学修時間等を含めた「学生アンケート」の実施

2013年度には「2013年度『学修環境に関する学生アンケート』（拡大試行版）」を、2014年1月から2月にかけて実施し、本学の学生調査としては初めて、教育目標の達成度、教育カリキュラムの充実度、学習時間等を総合的に調査した【10-17】。2014年5月には、これらをクロス集計分析した分析報告書を発行するとともに、同年7月10日には「分析結果報告会」を開催している。特に教育目標、教育課程、それらの連関や成果（基準4）に関わる事項について、学生の学習実態からの点検・評価について試みている【10-18】。

⑧ IRシステムを活用した「明治大学データ集」の作成

2012年度から、統計情報を共有・利用できる仕組み（IR）としてIRシステムの開発に取り組んでおり【10-19】、2013年度はシステム開発と並行して、IRシステムから出力したデータを活用した「明治大学データ集」の作成を進めている【10-20】。2013年度には、「全学の教員組織」、「教員年令構成」、「教員担当授業時間」等を新たにIRシステムからの出力データによって作成した。さらに「教室利用状況」、「授業形態別科目数」、「教員個別表」についてはIRシステムとして構築した。

⑨ 点検・評価各種委員会等の開催

自己点検・評価全学委員会は、これら自己点検・評価を実施するために計3回開催し、同委員会の下にある「編集小委員会」は計17回開催、「大学評価ワーキング」は2回の学内合宿研修を含め、5回（7日間）に渡って開催した。「評価委員会」は1回開催した後に書面審議をもって、評価結果を取りまとめている。

<情報公開、情報公開請求への対応>

「情報公開」として学校教育法施行規則等の一部改正に伴う教育情報に関する内容を「教育情報の公表」【10-21】、法人経営に係る内容を本学ホームページの「事業計画書、事業報告書、財政状況」の各ページにおいて年度初めに公表している【10-22～24】。

教育に関する情報全般については、大学ホームページにおいて建学の精神やグランドデザイン等の本学の将来像も示しつつ【10-25】、各学部等シラバス【10-26】や授業改善のためのアンケート結果【10-27】を公表している。近年、学部等の新增設を行ってきた経緯を踏まえ「設置認可申請書、設置届出書、及び設置計画履行状況等報告書」【10-28】も全文を公表し、新たな取組みの進捗を公表することで社会への説明責任を果たしている。

本学教職員、学生が効果的かつ安全にソーシャルメディアを利用できるよう「ソーシャルメディアガイドライン」【10-29】を策定し、2013年5月1日からホームページで周知している。

本学の保有する個人情報の開示等請求については、総務課が所管しており、「個人情報の保護に関する規程」に基づき、手続き、窓口等をホームページに明示している【10-30】。個人情報保護関係では、「学校法人明治大学個人情報保護方針」【10-31】、「個人情報の保護に関する規程」【10-32】、「図書館における個人情報の保護に関する要綱」【10-33】及び「学校法人明治大学個人情報取扱ガイドライン」【10-34】を定めている。

大学の財政状況について理解を得られるよう教職員・学生・父母・校友など大学関係者を中心に財政公開を行っている。具体的には、「明治大学広報」【10-35】を通じて、予算については「予算編成方針」「予算の概要」「消費収支予算」「資金収支予算」を、決算については「消費収支計算書」「資金収支計算書」「貸借対照表」を掲載し、それぞれの主な内容に関して説明を行っている。また、社会・一般向けにはホームページ上でも、これらの内容に加えて、決算については「財産目録」「独立監査法人の監査報告書」「監事による監査報告書」を、さらには上半期決算に伴う「貸借対照表」「資金収支計算書」「消費収支計算書」を含めて公表している【10-24】。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

<内部質保証の方針と手続きの明確化>

建学の精神や教育理念等の実現に向けて、恒常的に改善・改革を促進するため、自己点検・評価全学委員会において、明治大学「内部質保証の方針」を定め、方針、組織体制、関係校規を明示している【10-1】。方針は以下の7点を掲げている。

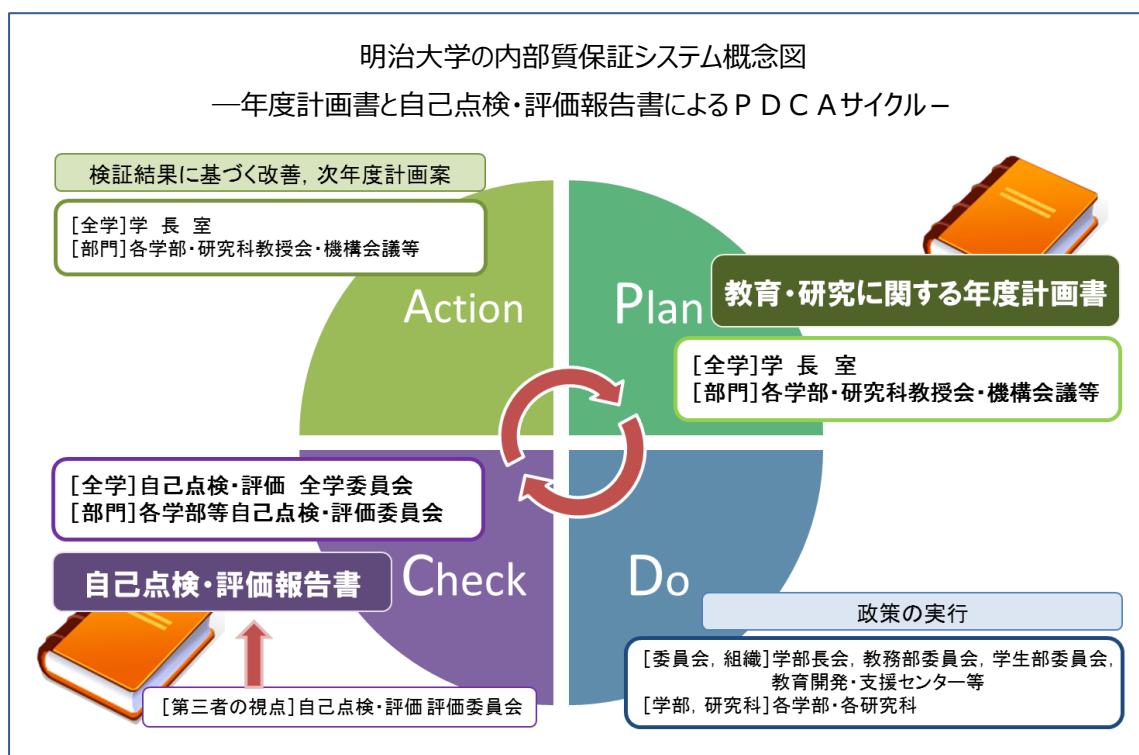
- (1) 部門別の点検・評価と全学的な点検・評価の実施
- (2) 中期目標・計画に基づく計画的な改善活動の実施（『改善アクションプラン（3カ年計画）』の実施）
- (3) 計画と評価を連動させた内部質保証（点検・評価（C h e c k）結果に基づく『学長方針』及び『教育・研究に関する年度計画書』（P l a n）の策定）
- (4) 第三者評価による内部質保証の実質化
- (5) 教育研究情報の適切な把握と特色や傾向の分析・公表（I R：Institutional Research 基盤の整備による大学現況の把握，分析，改善，公表の促進）
- (6) 内部質保証システムの検証（方針の達成状況の検証と検証結果の公表）
- (7) P D C Aサイクルの理解と深化（ニューズレターの発行や研修等）

内部質保証については、「教育研究年度計画書の策定とその推進について（学長方針）」（以下、学長方針）においても「大学改革に効果的な方策とする」ことが明記され、各部門における「自己点検・評価」と「年度計画・予算システム」との連動を図り、改善・改革を進めることを方針としており、そのための仕組みづくりを行っている【10-36：2頁】。P

DCAサイクルの手続きについて、自己点検・評価に関しては「明治大学自己点検・評価規程」に、年度計画から予算編成への流れに関しては「学校法人明治大学予算管理要領」に規定されている【10-37】。

＜内部質保証を掌る組織の整備＞

「内部質保証の方針」では、点検・評価を行う「自己点検・評価 全学委員会」「各学部教授会・研究科委員会等及び各学部等自己点検・評価委員会」「自己点検・評価 評価委員会」の役割を定め、点検・評価結果に基づき改善・改革を推進する組織として「学長室」を規定し、PDCAサイクルを明示している。



学長室は、学長並びに教務、学生支援、研究、国際及び社会連携等の各部門を所管する副学長、学長の政策を補佐する学長室専門員、副教務部長及び副学生部長等の教学役職者によって構成され、会議体として「学長スタッフ会議」を開催し【10-38】、年度計画書の策定、全学的事項の調整、改善施策の方針や原案の検討等を行い、自己点検・評価報告書をもとに「学長方針」を策定している【10-36】。

学長室における計画・政策立案、計画を意思決定する学部長会・理事会等の議決機関、計画の実行及びその結果を検証する各学部等教育研究機関の執行部及び自己点検・評価委員会、そして大学全体の検証を行う自己点検・評価 全学委員会等は、審議事項や業務事項が定められ、役割・機能は明確である。

全学の計画と評価に係わる諸組織（自己点検・評価 全学委員会、学長室、学部長会）の事務局は「教学企画部」が担っている。同部には計画策定を担当する「教学企画事務室」

と、評価とIRを担当する「評価情報事務室」が置かれており、相互に連携することで、教育研究に関するPDCAサイクルを回し、大学全体の内部質保証システムを支援している【10-39】。

<自己点検・評価を改革・改善につなげるシステムの確立>

本学の内部質保証システムは、点検・評価から年度計画・予算システムへ連動させることを方針として掲げ、特長は7点ある。第1に、「年度計画」に反映させるために、毎年度、自己点検・評価を行っていることである【10-7】。第2に年度計画書の目次を、点検・評価報告書の10項目と整合させ、計画に基づく評価、評価に基づく計画策定を可能としている【10-40~41】。第3に年度計画を構成する「政策経費要求書」では、要求事項について自己点検・評価を行っているかを明示する必要がある、評価結果を活用したマネジメントの仕組みを確立している【10-41】。第4に『2014年度教育・研究に関する年度計画書』に「自己点検・評価の結果を活用した計画策定を意識すること」を求めており、そのための様式の改善も行っている【10-41】。第5に自己点検・評価は、全学委員会委員による評価（コメント）を行ったうえで、学長室が評価結果を分析して「学長の改善方針」を策定し、さらに評価委員会が「評価結果」を作成する「重層的な評価システム」によって、評価の質を高めている。総花的な自己点検・評価結果を年度計画に活用しやすくなるよう、改善点の重点化と具体化を図るためのものである【10-2】【10-11】。第6に「評価委員会による評価結果（大学への提言）」は、自己点検・評価規程第17条により、理事長及び学長に具体的な改善措置を講ずることを義務づけ、「評価結果の活用」を校規に担保している点にある。第7に、改善事項を計画的に解消する内部質保証システムとして「改善アクションプラン（3カ年計画）制度」【10-13】がある。

<構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底>

法令順守の精神に則り、教育・研究を行う高等教育機関としての社会的な責任を果たすため、各種の分野に応じ、コンプライアンスに関する必要な校規を設け、教育・研究活動及びその支援業務を行うことにより、コンプライアンスの徹底を図っている。

研究関係では、「明治大学研究者行動規範」【10-42】、「明治大学利益相反ポリシー」【10-43】、「明治大学における研究費の適正管理に関する規程」【10-44】、「研究活動の不正行為にかかわる通報処理に関する規程」【10-45】、「明治大学利益相反委員会設置要綱」【10-46】、「知的財産に関する不服申立審査委員会設置要綱」【10-47】、「明治大学遺伝子組換え実験安全管理規程」【10-48】及び「技術移転事業等における学外交流倫理に関するガイドライン」【10-49】を定めている。近年、特に大きな問題となっている研究費の適正使用に向けて、研究活動の不正行為に関する通報及びその相談窓口、予備調査・本調査等の適切な手続処理のほか、通報者の保護を図り、不正行為等の未然防止・早期発見に努めている。

情報システム関係では、本学の情報資産の安全性と健全性の確保・保全に関して規定している「明治大学情報セキュリティポリシー」【10-50】のほか、ソフトウェアも本学の重

要な資産であるという認識の下、ソフトウェアの不正使用等を防ぐための「学校法人明治大学ソフトウェア管理規程」【10-51】を定めている。

ハラスメント関係では、キャンパス・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、万一、キャンパス・ハラスメントが発生した場合に迅速かつ適切に必要な措置が講じられるよう「明治大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」【10-52】により、ハラスメントの相談体制や発生時の審査手続等が整えられている。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

① 組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実

＜教育プログラムレベルでの自己点検・評価活動＞

評価項目(1)で説明したように、全学委員会のもとに各学部等の単位で点検・評価委員会の設置を規定しており、「学部等自己点検・評価」を実施している。「学部等自己点検・評価」においては、理念・目的の検証(基準1関係)から、教育目標に沿った教育活動が行われているのか、学生の学習成果を測定することから人材養成の目的を達成しているのかといった教育プログラムの検証(基準4関係)に注力しつつ、それらが適切に機能しているのか(基準10関係)評価し、それらの改善計画を明示している。

＜機関別(大学全体)レベルでの自己点検・評価活動＞

評価項目(1)で説明したように、全学委員会のもとに「大学評価ワーキンググループ」を設置し、現状を確認し、大学全体としての点検・評価(案)を策定している。改善計画については実効性を高めるため、学長スタッフ会議においても検討をしている。これら検討結果を全学委員会で大学全体の評価としてとりまとめている。さらに、これら評価が適切な内容であるか、全学委員会委員が基準ごとに分担し、評価の適切性についての評価(メタ評価)を行い、その結果も点検・評価報告書に掲載することで、評価の質向上を高めている。これら自己点検・評価の結果を、学外の学識有識者を含む評価委員会において評価を受けることで、社会の動向を踏まえて改善・改革を進展させる有意な評価としている。

＜個人レベルでの自己点検・評価活動＞

教員については、教育活動の点検・評価として授業改善アンケートのフィードバックを受けることで授業改善、シラバスの改善等につなげている。研究活動については専任教員データベースに研究業績を公表するなどして研究成果を明示している。職員については、部門目標制度により所属員の目標及び役割を設定し、自己評価及び上長による評価を得ている。

＜改善アクションプラン実施(3カ年計画)＞

評価結果として浮き彫りになった諸課題について、改善に向けたPDCAサイクルを実践する仕組みとして「改善アクションプラン(3カ年計画)制度」を実施している【10-53】【10-13】。アクションプランは、単なる評価システムではなく、予算や人員などの過不足、教育研究の強みや弱みを分析し、評価を政策立案につなぐ改善システムであり、計画や予

算プロセスとの連動を図っている。アクションプランは改善事項別・組織別にシートを作成するため、事務組織や予算区分との親和性も高く、日常業務の一環として作業できるよう工夫している。また、IRの観点からは、客観的指標を計画に含めた点が上げられ、エビデンスに基づくマネジメントの醸成も企図している。この書式はロジックモデルを理論的背景とするパフォーマンスメジャーメント（業績測定）の方法論を援用しており、利用者が負担感なく改善実績を可視化できるよう工夫し、作業負担の軽減にも配慮している。

2008年度からの第1期では約70プログラム、その後、第1期の検証期間を1年間設け、2012年度からの第2期では約50プログラムを実施し、対象プログラムは「大学評価ホームページ」で公表している【10-5】。

2013年度の実施状況として、「第2期「改善アクションプラン（3カ年計画）」48件について、達成度が5（達成）あるいは4（凡そ達成）の割合が、2012年度実績では65.2%であったが、2013年度実績では82.3%であり、大幅に改善度数が向上した。3カ年計画では、2013年度の改善度数の目標は、80%としていたのでこの目標を達成した。よって、内部質保証システムの核となる仕組みとして機能している【10-54】。

<法人部門における内部質保証システム>

法人経営、予算面からの内部質保証システムとして、評議員会に設置される「予算委員会」の役割がある。評議員会は、理事会が策定した予算案の審議に際して予算委員会を設置し、予算を精査し「(各年度) 予算委員会審議報告書」【10-55】を作成する。報告書では、予算案承認の可否に続いて「事業計画の実行及び予算の執行にあたって求められる基本姿勢」と「要望事項」を示し、理事会に対して要望事項に対する検討結果の報告を求めている。これに対して理事会は、当該年度末に「(各年度) 予算委員会要望事項について(報告)」【10-56】として、理事会の意思決定、予算執行について振り返った結果を報告する仕組みとなっている。理事会は、意思決定、予算執行の側面から、評議員会の求めに応じて自ら点検・評価を行い、これを評議員会に報告するシステムとなっており、その結果は評議員会における次年度の事業計画や予算承認の検討に反映される。なお、予算委員会は教職員の身分のある評議員と学外有識者の評議員がほぼ半数で構成されており、学外有識者の関与という視点からも重要である。

なお、法人部門の自己点検・評価については、総務担当常勤理事を議長とし、法人事務部長と学外有識者を交えた「法人自己点検・評価委員会」が組織されている。法人運営を学外の意見を踏まえながら自己評価する仕組みが整っている。2013年度は「法人自己点検・評価委員会」を2回開催し、法人自己点検・評価報告書を取りまとめた。

<内部質保証に関する理解の共有と深化（説明会・研修会の開催）>

評価に関わる教職員の評価業務が大学全体のPDCAサイクルの一部を構成していることを認識することを目的として「自己点検・評価ニューズレター『じこてん』」を発刊しているが【10-57】、2013年度は大学評価申請の対応のため、2014年2月開催の「教育プログラム評価研修会」の動画をホームページ上で行うに留まった。

また、毎年、内部質保証の仕組みや評価スキルについて学ぶため、学部役職者の教員、学部等事務部門の責任者・担当者向けに「自己点検・評価実務担当者説明会」を開催している【10-58】。2013年度は学部対象、研究科対象、専門職大学院対象、全学部門対象、法人自己点検・評価部門等、部門別あるいはキャンパス別に「評価情報事務室」が説明会を合計8回開催し、延べ475名の教職員が参加した。このうち、大学基準協会が主催した「大学評価実務説明会」（2013年4月17日開催）には、学長、副学長、学部長、事務管理職をはじめ、合計170名を超える本学教職員が参加し理解を深めた。

学内の評価者育成や本学の内部質保証システムの向上を目的に、大学基準協会に委員等として、2013年度は大学評価委員会委員候補者1名、大学評価分科会評価委員候補者4名（教育職員3名、事務職員1名）、この他分野別評価員を多数推薦し、認証評価に関わっている【10-59】。

② 教育研究活動のデータベース化の推進

<専任教員（教育研究業績）データベース>

専任教員データベースを構築し、これに「Oh-o!Meiji システム」を通じて研究者自身がアクセスして、常時データを更新することができる環境を整備している。このデータベースを通じて各教員の研究活動、研究業績等を公開しており、蓄積されたデータは大学のウェブサイト【10-60】やResearchmap（研究開発支援総合ディレクトリ）で公開されるほか、各部門の自己点検・評価や各種の統計資料に利用されている。本データベース導入当初は入力状況が芳しくなかったが、管理運営部署である研究知財事務室が対象教員へ計3回の入力・更新依頼を、学部長会等を通じて各学部長への周知等を徹底して取組むことにより、入力率を着実に高めている。

<学事記録、本学の概況資料集>

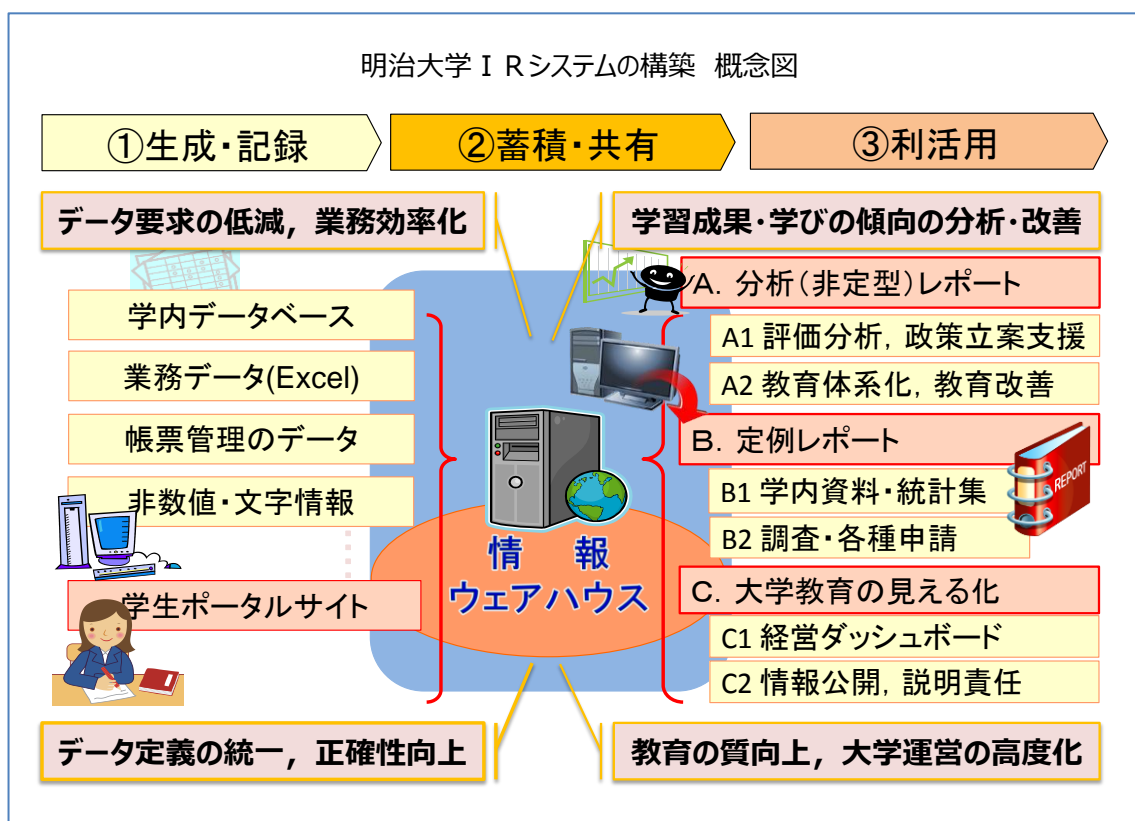
当該年度の大学の活動記録である「学事記録」【10-61】と、年度推移や他大学との比較に焦点をあてた「本学の概況資料集」【10-62】を、経営企画部企画課が作成している。これらは役員をはじめとして、評議員、学内役職者及び学内関連部署に配布するとともに、「本学の概況資料集」のデータをMICSに掲載し、教学の発展方策や経営判断資料作成など多角的な利用に供することとしている。

<IR(Institutional Research)システムの構築と戦略的な利活用>

学長室の下に副学長を責任者とする「IRに関する検討ワーキンググループ」を2012年6月に発足させて、大学の現況を正確に把握し、定型レポート、非定型レポート（現況把握やマネジメント支援等）、大学情報の公表や経営ダッシュボード等への利活用を目指すIRシステムの検討を開始している。

2013年度の実績として、IRワーキングでは約10カ月にわたる議論、学内諸機関や事務部署への聞き取り調査を踏まえ、2013年4月「IR（情報の利活用）に関するシステムの構築と運用について」と題する学内レポート【10-63】と、今後3か年間の整備計画（ロー

ドマップ)【10-64】をまとめた。ここでは「学内情報の利活用」等の必要性をわかりやすく解説しながら、IRを「大学が教育研究情報を用いて自らの活動状況を把握・分析し、改革につなげること」と定義し、その必要性について「学長スタッフや理事者が、全学的な状況を正確に把握し、計画立案や改善改革に活用し、さらに外部への公表を通じて説明責任を果たす手段」と説明している。



2013年3月には、IRシステムに関する他大学視察及び学外研究会を開催し、さらに3月から6月にかけて評価情報事務室、教務事務室、システム企画事務室が連携して学内関係部門（入試、就職、国際、研究等）との意見交換、ヒアリングを開催し、データベース開発の予備的調査を行った。それら結果を受けて統合データベースの開発からIR機能の強化を推進することとし、①本学の「公式な数値」を定義すること、②その情報を「データベースから引き出す仕組み」を構築することの2点を目的として、2013年度には「教員数」を事例に「試行版IRシステム」を構築した。予備調査において本学の情報基盤が複雑であること、データのあり様も課題が多いことから、DWH（データウェアハウス）の構築などについては、プロトタイプを構築し、スモールスタートにして、かつアジャイル方式によって、IRシステムの高度化を図る方針とした。教員数DBから、定型帳票の作成と分析画面の作成を行うことができるようになった。このプロトタイプ版は、データベースの所在、連結に関わる課題等が浮き彫りになり、今後の修正作業、発展的開発に有益な示唆を与えるものとなった。教育の質保証の検証のためには、授業状況や学生の学習

歴、各種学生アンケート等による分析が必要になり、2014 年度にはこのうち授業状況の D B 化に取り組むと同時に、E T L 処理を試みることにしている。

2014 年 4 月 9 日開催学長部長会において、学長名により「I R のための教育等統計データ収集について（依頼）」を依頼しており、本学の I R に取り組む姿勢を明確にしている。

学内情報の業務フローを、①生成・記録、②蓄積・共有、③利活用と整理した場合、本学の場合、①生成の現場と③利活用の現場で情報が錯綜しており、②蓄積・共有の仕組みがないため、前述の問題が生じていることに注目し、蓄積・共有の仕組みとしての「データウェアハウス」の充実・整備に焦点化した活動を行いながら、また利活用の段階においては、業務効率化の観点から、教務マネジメントでの活用を視野にレポート分析を行っている。さらに、より幅広い範囲での「学内外への定型レポート」「非定型レポート（現況分析、マネジメント支援等）」へ活用を検討している。

本システムの構築における責任主体は、「副学長」を責任者とする「学長室 I R ワーキンググループ」であり、事務局として「評価情報事務室」が支援し、教務事務部、情報メディア部等との関連部署との連携・協議している。

③ 学外者の意見の反映

<評価委員会における学識経験者の参加>

「自己点検・評価 評価委員会」は、委員長である理事長をはじめ、理事、学部長等の学内役職者の他、7名の学識経験者（民間企業経営者、他大学教員、学校経営者、弁護士等）の 23 名で構成し【10-9】、社会経験をもとに大学役職者との意見交換の中で、本学に対する提言事項をまとめている【10-53】。大学役職者と学外有識者の合同委員会とすることで、外部者のみの評価委員会にありがちな外部者の視点に偏った提言とはならず、相互の意見や現状を確認しながら提言事項をまとめ、改善・改革に有意である現実と乖離することのない提言を立案している【10-65】。

2013 年 1 月に開催された評価委員会においては、教育目標とカリキュラムの整合について、国際化・グローバル化の目的について、入学者の受け入れと在学生の現況について、ベンチマークを活用した評価方法の導入についてなど、各基準にわたって協議、検討が行われた。学識経験者からは、高校と大学との接続に関わるギャップ、大学と社会をつなぐギャップ等の貴重な視点を踏まえた評価結果を取りまとめた。

<理工学部・農学部における J A B E E 認定制度の受審>

J A B E E とは、一般社団法人日本技術者教育認定機構（J A B E E）が大学等の高等教育機関の工農理系学科の技術者育成に関わる任意の第三者教育認定制度である。評価対象は 4 年間の教育プログラムが達成する教育成果であり、国際的なミニマム・リクワイアメントを満たす内容か、継続的な教育改善活動がなされているかなどを、自己点検書や訪問調査から確認する。J A B E E の認定を受けていることは、教育プログラムの質を保証しているといえることができる。

本学では、2005年に理工学部機械工学科及び機械情報工学科が、2008年に農学部農学科が認定を受けている【10-66】。さらに、理工学部建築学科が2015年度にJABEE受審予定である。

＜情報部門の外部評価＞

本学の情報システム及び情報システム部門の現状を調査し、システム・部門としてのありべき姿、他大学の現状との比較等により、本学の現状を確認し、問題点を解決していくことを目的として、2013年度に外部機関である三菱総研に調査を委託した。現状に対する評価を受け18項目の提言が挙げられた【10-67】ので、この調査報告書をもとに対処可能などころから取り組んでいくことを情報基盤本部において検討しているところである。

④ 文部科学省及び認証評価機関等からの指摘事項への対応

＜文部科学省からの指摘事項への対応について（学部設置許可、履行状況の対応）＞

新設学部・研究科や学科・専攻の設置に伴い文部科学省から付される留意事項に対しては、「設置計画履行状況報告書」により、真摯な態度で対応している。【10-28】。

＜文部科学省研究開発推進検討会による外部評価について＞

2010年11月24日に文部科学省研究開発評価推進検討会の委員と本学関係者により、本学における研究マネジメント及び評価活動に関する意見交換が行われた。本件に関する意見交換内容やコメントは2012年4月付けで文部科学省のホームページにおいて、「研究開発評価活動の実例集」として公開されている【10-68】。研究・知財戦略機構では、研究企画推進本部が研究施策の企画・立案から実行を担っており、研究活動を評価するため、同本部の委員会のもとに「研究支援事業等に係る専門部会」を設置して、私立大学戦略的研究基盤形成支援事業を中心に評価体制を整備して【10-69】、中間評価・事後評価に備えた支援を行っている。また、学内の研究支援事業についても支援とともに評価体制を構築しつつある。

＜大学基準協会からの指摘事項への対応について（認証評価対応、改善報告書の提出）＞

2007年度に機関別認証評価を受審した結果を真摯に受け止め、助言として付された12項目に加え、総評において指摘された事項についても59項目に分類し、併せて71項目にわたる事項について改善を図るため「改善アクションプラン（3カ年計画）」制度を創設し、全学的に改革・改善を図ってきた【10-53】【10-13】。本制度の結果を活用して、3年後の2011年7月に改善報告書を提出している【10-5】。法務研究科及びグローバル・ビジネス研究科は2013年度に大学基準協会に受審し、それぞれ適合と認定された【10-70及び71】。また、会計専門職研究科は2014年度に受審するために自己点検・評価報告書及び根拠資料を取りまとめ、2014年3月末に受審手続きを完了した。ガバナンス研究科は2011年度に受審したため、2014年度に改善報告書を提出する予定である。

2. 点検・評価

(1) 効果が上がっている事項

① 目標設定やエビデンスに基づく評価等の自己点検・評価支援が充実したこと

自己点検・評価全学委員会において、テキスト形式（Word）での入力を見直し、表形式（Excel）を導入したことで、表組みを利用して、評価項目・評価基準を明確に示したフォーマットを、各学部等に提供した。さらに表組みによって、自己評価欄に、その評価を行うべき「目的」や「根拠法令」、「記入すべき具体的な活動内容・例示」を網羅した「点検・評価のためのナビゲーション（じこてんナビ）」を作成したことにより、自己点検・評価の目的や範囲が明確にすることで、教育研究活動の質向上に関わる理解が広がっている。これらは、各学部等との「内部質保証に関わる意見交換会」や「自己点検・評価ニューズレター」による取材等を通じて、自己点検・評価担当者から効果を確認しており、自己点検・評価自体の検証システムも機能している。

さらに、学長室において「IRシステム」の試行的な構築によって、今まで感覚的に捉えられていた情報を、数値として各学部等に提供することで、政策判断の基礎データとして利用できるようになり、また、自己点検・評価全学委員会において「2013年度学修環境に関する学生アンケート（拡大試行版）」を実施し、この内容を各学部単位で分析した報告書を作成したことによって、学生の学修実態等を的確に把握することが可能となった。

② 「改善アクションプラン制度」によって改善すべき点が解消されていること

「第2期「改善アクションプラン（3カ年計画）」48件について、達成度が5（達成）あるいは4（凡そ達成）の割合が、2013年度実績では82.3%であり、2013年度の改善度数の目標は、80%としていたのでこの目標を達成しており、内部質保証システムの核となる仕組みとして機能している【10-54】。

(2) 改善すべき事項

① IR (Institutional Research) システムが、点検・評価、検証システムを機能させるために不十分であること

IRで取り扱うデータの範囲が、2013年度までは「教員数」、「科目数」等に未だ限定的なデータのみであり、教育の質保証を実現するために必要な、学生個々の学習状況について、データベースを整備に至っていない。また、「授業改善アンケート」や「学修環境に関する学生アンケート」等で学生の学習実態を把握しているもののデータベース化していない。そのため、教育目標・学習成果の測定、教育課程の改善、これらの連関に関わって、教育の質保証の検証を支援するための情報の提供、分析が不十分である。

② 学外者の意見を大学運営に反映させる工夫が不足していること

自己点検・評価プロセスにおける学外有識者と大学役職者との意見交換は内部質保証シ

システムの一環として法人、大学の計画との連携が図られているが、本学各機関で行われている各ステークホルダーとの交流（例えば、父母会、入試説明会、高校訪問、就職懇談会等）は、教育の内部質保証システムを目的として実施しているものではなく、ステークホルダーとの意見交換の場があるにも関わらず、教育の質保証には活用できていない部分がある。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

① 目標設定やエビデンスに基づく評価等の自己点検・評価支援が充実したこと

Excel 形式に伴う「ナビゲーション」の導入は効果があったので、自己点検・評価全学委員会において、導入範囲の拡大を検討し、「全学報告書」及び「学部・研究科報告書」から、「学部等（附属機関等）報告書」までを対象とする。また、評価のガイドラインや評価方法に関するナビゲーションの新設については、本年度寄せられた声を反映し、例えば、根拠資料となるデータの読み方や分析の視点を示す等、より検証作業に活用しやすいように改善を進める。

学長室では、教育研究活動の質向上を図るために 2013 年度から IR システムの構築に取り組んでいるが、さらに各種統計データの利用範囲を拡張する。自己点検・評価全学委員会における学生の学修実態等を適切に把握するための学生アンケートについても、試行版での実施方法、設問、分析視点等を再検証し、恒常的な学生アンケートを実施できるよう検討を進める。

② 「改善アクションプラン制度」によって改善すべき点が解消されていること

「自己点検・評価全学委委員会」と、全学的な政策立案組織である「学長室」において、同プラン終了年度である 2014 年度に向け、改善効果があったのかどうかの検証を進めつつ、2014 年度大学評価結果を有効に活用した改善アクションプランのあり方について、2014 年度中に結論を出し、2015 年度から予定される「第 3 期改善アクションプラン」の実施詳細の検討を進める。

(2) 改善すべき事項

① I R (Institutional Research) システムが、点検・評価、検証システムを機能させるために不十分であること

2014 年度学長方針において「各種の統計データ、研究業績、学生の学修実態等を適切に把握し、本学にどのような特色や傾向があるのか、またどのような改善が行われているかといった多くの大学情報を積極的にかつ分かりやすく分析し公開する」との方針が示されており、「I R ワーキンググループ」において検討を継続する。特に、教育の内部質保証を支援するために、学生個々の学習履歴のデータベース化を進め、教育の質保証に関わる各種検証に資するデータや分析結果を提供する。さらに「授業改善アンケート」や「学修環境

に関する学生アンケート」等を「IRシステム」においてデータベース化を図り、学生の学習状況の把握に役立てる。

② 学外者の意見を大学運営に反映させる工夫が不足していること

本学各機関で行われている各ステークホルダーとの交流（例えば、父母会、入試説明会、高校訪問、就職懇談会等）について、これまでの趣旨に加えて、大学への意見を受ける場を設定し、その実施報告を学長に報告するなどして、教育の質向上に活用するような仕組みを整備する。

4. 根拠資料

10-1	明治大学「内部質保証の方針」	10-22	情報公開ホームページ「事業計画書」
10-2	2014 年度自己点検・評価報告書作成基本方針及び実施要綱	10-23	情報公開ホームページ「事業報告書」
10-3	自己点検・評価実務担当者説明会 式次第	10-24	情報公開ホームページ「財政状況」
10-4	学内情報共通サービス（MICS）画面	10-25	教育情報の公表ホームページ「教育研究上の目的」
10-5	大学案内ホームページ「大学評価」 URL: http://www.meiji.ac.jp/koho/about/hyouka/index.html	10-26	Oh-o!Meiji システム「シラバスの公開」
10-6	明治大学自己点検・評価規程	10-27	教育開発・支援センターホームページ「FD・教育評価専門部会：授業改善のためのアンケート結果」URL: http://www.meiji.ac.jp/edu/fd/enquete/enquete_3.html
10-7	「明治大学自己点検・評価規程」に基づく自己点検・評価体制図	10-28	教育情報の公表ホームページ「新学部・新研究科設置関係」
10-8	2012-2013 年度自己点検・評価全学委員会名簿	10-29	大学案内ホームページ「ソーシャルメディアガイドライン」
10-9	2012～2013 年度自己点検・評価評価委員会名簿	10-30	大学案内ホームページ「本学への開示等の請求に係る手続について」
10-10	大学評価（認証評価）申請に向けた推進体制	10-31	学校法人明治大学個人情報保護方針
10-11	自己点検・評価プロセスと年度計画・予算（PDCA サイクル）	10-32	個人情報の保護に関する規程
10-12	大学評価申請用報告書（2014 年度申請）	10-33	図書館における個人情報の保護に関する要綱
10-13	第 2 期改善アクションプラン（3 カ年計画）の実施について（依頼）及び「点検・作成要領」	10-34	学校法人明治大学個人情報取扱ガイドライン
10-14	2013 年度自己点検・評価報告書作成基本方針及び実施要綱	10-35	明治大学広報第 667 号
10-15	ニューズレター「じこてん」第 8 号	10-36	2014 年度教育・研究に関する年度計画書
10-16	「3 つのポリシー」の表記の確認について（依頼）	10-37	学校法人明治大学予算管理要領
10-17	2013 年度「学修環境に関する学生アンケート」の試行について	10-38	2013 年度学長スタッフ会議メンバー・開催日程
10-18	明治大学 2013 年度学修環境に関する学生アンケート（拡大試行版）集計結果報告書	10-39	教学企画部の業務における PDCA サイクル（新任職員研修資料抜粋）
10-19	大学の基礎的統計データの利活用（IR）による教学政策の推進について（学長室だより VOL. 22, No.6, 2014 年 3 月）	10-40	2014 年度長期・中期及び単年度計画書の項目
10-20	2012 年度明治大学データ集	10-41	2014 年度教育・研究に関する年度計画書関係資料作成要領
10-21	情報公開ホームページ「教育情報の公開」URL: http://www.meiji.ac.jp/koho/disclosure/index.html	10-42	明治大学研究者行動規範
		10-43	明治大学利益相反ポリシー
		10-44	明治大学における研究費の適正管理に関する規程
		10-45	研究活動の不正行為にかかわる通報処理に関する規程

基準 10 内部質保証

10-46	明治大学利益相反委員会設置要綱	10-62	2012 年度本学の概況資料集
10-47	知的財産に関する不服申立審査委員会設置要綱	10-63	I R (情報の利活用) に関するシステムの構築と運用について
10-48	明治大学遺伝子組換え実験安全管理規程	10-64	I R の 3 か年間の整備計画 (ロードマップ)
10-49	技術移転事業等における学外交流倫理に関するガイドライン	10-65	明治大学広報「自己点検・評価 評価委員会の開催」(2014 年 3 月 1 日号)
10-50	明治大学情報セキュリティポリシー	10-66	JABEE 認定プログラム教育機関名別一覧 (2005 及び 2008 年度)
10-51	学校法人明治大学ソフトウェア管理規程	10-67	情報部門外部評価実施業務委託調査結果報告書
10-52	明治大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程	10-68	文部科学省ホームページ「研究開発評価活動の実例集」 URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/hyouka/1318509.htm
10-53	2012 年度明治大学自己点検・評価報告書 VI-各種資料 17~30 頁「初年度終了時の作成依頼」	10-69	私立大学戦略的研究基盤形成支援事業学内選考及び採択後の進捗管理体制に関する内規
10-54	第 2 期「改善アクションプラン (3 カ年計画) 2013 年度実績	10-70	明治大学法科大学院に対する認証評価結果 URL : http://www.juaa.or.jp/images/accreditation/pdf/result/law/2013/ls_meiji_u.pdf
10-55	2013 年度予算委員会審議報告書 (学校法人明治大学評議委員会)	10-71	グローバル・ビジネス研究科グローバル・ビジネス専攻に対する認証評価結果 : URL= http://www.juaa.or.jp/images/accreditation/pdf/result/management/2013/meiji.pdf
10-56	2013 年度予算委員会要望事項について (報告)		
10-57	ニューズレター「じこてん」第 1 号		
10-58	ニューズレター「じこてん」第 9 号		
10-59	大学基準協会評価委員会委員等派遣者名一覧		
10-60	専任教員データベースホームページ URL: http://rwdb2.mind.meiji.ac.jp/scripts/websearch/		
10-61	2012 年度学事記録		